



日医発第1135号(健 I)

令和4年9月13日

都道府県医師会

産業保健担当理事 殿

公益社団法人 日本医師会

常任理事 神村裕子

(公印省略)

新たな化学物質規制に関するリーフレット及び  
事業者向けオンライン講習会の案内について（情報提供）

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

化学物質による労働災害防止のための新たな規制へと移行するため、令和4年6月9日付日医発第510号にて、労働安全衛生規則等の一部を改正する省令等の施行を通知しております。

今般、厚生労働省より、上記規制の概要をまとめたリーフレット及び、化学物質を取り扱う事業者等に向けたオンライン講習会の実施案内の周知協力の依頼がありました。

つきましては、本内容の趣旨をご理解の上、貴会会員ならびに貴会関係郡区医師会等への周知方につきまして、特段のご高配を賜われますようお願い申し上げます。

【オンライン講習会】

第1回 9月26日（月）14：00～16：30

第2回 10月3日（月）14：00～16：30

第3回 10月17日（月）14：00～16：30

※いずれも後日、厚生労働省ホームページにてセミナー動画を配信予定

申し込み・詳細案内ページ

<https://www.mizuho-rt.co.jp/seminar/info/2022/sds-ra.html>

令和4年9月8日

関係団体 御中

厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課  
（「ラベル・SDS活用促進事業B（普及）」委託元）  
みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社

## 新たな化学物質規制に関するリーフレット及び 事業者向けオンライン講習会の案内資料の周知に向けたご協力をお願い

拝啓 時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

また、日頃より、労働安全衛生に関するご理解ご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課ではこの度、新たな化学物質規制の周知啓発を目的として、規制の概要をまとめたリーフレットを作成するとともに、化学物質を取り扱う事業者等に向けたオンライン講習会の実施を決定いたしました（委託先：みずほリサーチ&テクノロジーズ）。新たな化学物質規制は、労働災害を防止するために段階的に導入されるもので、その内容を事業者の方々にその内容を正しくご理解頂くことが極めて重要です。

こうした事情を踏まえ、同封いたしましたリーフレットと講習会の案内資料につき、より多くの方々にご覧頂けるようご協力を賜りたく、どうぞよろしくお願い申し上げます。

【お願い事項】周知に際しては、以下の方法等によってご協力を賜ることができれば幸いです。

### 【主な周知方法（例）】

- 同封したリーフレット・講習会案内資料の配布  
（関係団体→事業者、労働局→労働基準監督署）
- 貴機関のWebページへの掲載
- 貴機関が発行するメールマガジンへの掲載
- メーリングリストなどを活用した情報の配信
- その他、事業者への訪問時の紹介など

敬具

同封した講習会の案内資料は、参加申し込み用サイトに電子媒体を掲載しておりますので、必要に応じてご利用いただけると幸いです。（下記ページの「ご案内パンフレット」を御確認ください。）

- 新たな化学物質規制を踏まえた自律的な化学物質管理促進セミナー

参加申し込み用サイト (みずほリサーチ&テクノロジーズ)	<a href="https://www.mizuho-rt.co.jp/seminar/info/2022/sds-ra.html">https://www.mizuho-rt.co.jp/seminar/info/2022/sds-ra.html</a>
---------------------------------	---

本件に関するご質問については、下記の委託先（みずほリサーチ&テクノロジーズ）にお問い合わせ下さい。

### 【問い合わせ先】

みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社  
サステナビリティコンサルティング第2部 環境リスクチーム  
（担当：庭野、福山、堀）  
電話：03-5281-5491（平日10時～17時）  
e-mail：env\_risk\_seminar@mizuho-rt.co.jp  
※テレワーク推進中につき、極力電子メールでのお問い合わせをお願い申し上げます。



# 新たな化学物質規制に関するチェックリスト

新たな化学物質規制への移行に向け、チェックリストの各項目を参考に、  
施行期日までに対応できるよう、準備を進めましょう。

分野	関係条項	項目	質問	チェック	施行期日	
化学物質管理 体系の見直し	安衛令 別表第9	ラベル表示・SDS等 による通関の 義務対象物質	ラベル表示や安全データシート（SDS）等による通知、リスクアセスメントの実施をしなければならぬ化学物質（リスクアセスメント対象物質）が、国によるGHS分類で危険性・有害性が確認された全ての物質へ拡大することを知っていますか？	④	令和17 年4月1日 以降	
	安衛則 第577条の2 第577条の3 第577条の3	リスクアセスメント 対象物質に関する 事業者の義務	リスクアセスメント対象物質について、労働者のばい露が最低限となるように措置を講じていますか？	②	②、③	
	安衛則 第594条の2 第594条の3	皮膚等障害化学 物質等への 直接接触の防止	適度基準値超過物質について、労働者がばい露される程度を基準値以下に抑えていますか？ 容器内容やばい露について、労働者の着目を用いて記録を作成し、保存していますか？ （保存期間は原則30年、その他は5年）	③		
	安衛則 第22条	衛生委員会 付託事項	リスクアセスメント対象物質以外の物質もばい露を最小限に抑える努力をしていますか？	②	②、③	
	安衛則 第97条の2	がん等の 把握強化	皮膚への刺激性・腐食性・皮膚吸収による健康影響のおそれのあることが明らかになった物質の製造・取り扱いに際して、労働者に保護具を着用させていますか？ 上記以外の物質の製造・取り扱いに際して、労働者に保護具を着用させている努力をしていますか？（明らかに健康障害を起すおそれがない物質は除く）	③		
	安衛則 第34条の2の8	リスクアセスメント 結果等の記録	衛生委員会、自律的な管理の実施状況の調査審議を行っていますか？	②、③	②	
	安衛則 第34条の2の10	労働災害発生 事業場等への 指示	化学物質を扱う事業場で、1年以内に2人以上の労働者が同種のがんばい露したことを把握したときは、業態起因性について、医師の意見を聞いていますか？ 医師に意見を聞いて業務起因性が認められた場合は、労働局長に報告していますか？ リスクアセスメントの結果及びリスク低減措置の内容等について記録を作成し、保存していますか？（最低3年、もしくは次のリスクアセスメントが3年以降であれば次のリスクアセスメント実施まで）	②		
	実施 体制の 強化	安衛則 第577条の2第 3項から第5項、 第8項、第9項	健康診断等	労災を発生させた事業場等でも労働基準監督署が必要と認めた場合に、改善措置計画を労働局長に提出、実施する必要がありますか？	③	③
		安衛則 第12条の5	化学物質 管理者	リスクアセスメントの結果に基づき、必要がある認められる場合は、リスクアセスメント対象物質に係る医師又は歯科医師による健康診断を実施し、その記録を保存していますか？（保存期間原則が原則30年、その他は5年）	③	
		安衛則 第12条の6	保護具着目 管理責任者	リスクアセスメントの結果に基づき、必要がある認められる場合は、リスクアセスメント対象物質に係る医師又は歯科医師による健康診断を実施し、その記録を保存していますか？（保存期間原則が原則30年、その他は5年）	③	
安衛則 第35条		雇入れ時 教育	健康診断を起すための記録を保存していますか？（保存期間は原則30年、その他は5年）	③		
安衛則 第24条の15 第1項、第3項、 第34条の2の3		SDS通知方法の 実数化	化学物質管理責任者を選任していますか？ （労働者に保護具を使用させる場合）保護具着用管理責任者を選任していますか？ 雇入れ時等の教育で、取扱い化学物質に関する危険有害性の教育を実施していますか？	③		
安衛則 第24条の15第2 項、第3項、第 34条の2の5第 2項、第3項		SDS情報 の通知方法として、ホームページのアドインや二次元コード等が認められるように なったことを知っていますか？	SDS記載事項に、「想定される用途及び当該用途における使用上の注意」を記載していま すか？	①		
安衛則 第24条の15第1 項、第34条の2 の4、第34条の 2の6		「人体に及ぼす作 用の確認・更新」 の強化	SDS記載事項に、「想定される用途及び当該用途における使用上の注意」を記載していま すか？	②		
安衛則 第33条の2		別容器等の 保管	SDS記載の成分の含有量を10%未満ではなく、重量%で記載していますか？ ※含有量に幅がある場合は、濃度範囲による記載も可。	③		
安衛則 別表第1 第11項		特化則、有機則、 粉じん則	リスクアセスメント対象物質を他の容器に移し替えて保管する際、ラベル表示や文書の交付 等により、内容物の名称や危険性・有害性情報を伝達していますか？	②		
安衛則 別表第1 第11項		特化則、有機則、 粉じん則	労働局長から管理が良好と認められた事業場は、特別規則の適用物質の管理を自律的な 管理とすることができますか？	②		
その他	安衛則、有機則、 粉じん則	作業標準測定結果 が第3管理区分 の事業場	上記の区分に該当した場合に、外部の専門家に変更方針の意見を聞き、必要な改善措 置を講じていますか？	③	③	
	安衛則、有機則、 粉じん則	特殊健康診断	作業環境測定等の結果に基づいて、特殊健康診断の頻度が緩和されることを知っています か？	②		

(注) 施行期日の①～③は以下に対応。  
規制の変更が2段階に分けて実施される項目もある。  
①2022年（令和4年）5月31日（施行済）  
②2023年（令和5年）4月1日  
③2024年（令和6年）4月1日



詳細はこちら

# 職場における 労働者が安全に働くために

## 新たな化学物質規制が 導入されます

- POINT 1** ラベル・SDSの伝達や、リスクアセスメントの実施義務対象物質が大幅に増加します※1
- POINT 2** ラベル・SDSによる伝達義務が改正されました  
リスクアセスメント結果を踏まえ、労働者がばい露される濃度を基準値以下とすることが義務付けられます※2
- POINT 3** 化学物質を製造・取り扱う労働者に、適切な保護具を使用させることが求められます※3
- POINT 4** 自律的な管理に向けた実施体制の確立が求められます（化学物質管理の選任、リスクアセスメント結果等の記録作成・保存等）

### これまで以上に事業者の主体的な取組が求められます



### 見直し後の化学物質規制



このリーフレットは、「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（令和4年政令第51号）」労働安全衛生規則の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第91号）「等の主要な内容を分かりやすく解説することを目的としたものです。改正の詳細については、この政令、省令をご確認ください。」

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署



## ラベル・SDS通知、リスクアセスメント対象物質が大幅に増加します

改正前

674物質

改正後（順次追加後）

国がGHS分類済 約2900物質  
+ 以降新たに分類する物質

ラベル表示、SDS等による通知とリスクアセスメント実施の義務の対象となる物質（リスクアセスメント対象物）に、国によるGHS分類で危険性・有害性が確認された全ての物質を順次追加します。

**R4年2月改正・R6年4月施行**  
発がん性、生殖細胞変異原性、生殖毒性、急性毒性のカテゴリで区分1に分類された234物質が義務対象に追加。

**R4年度中改正・R7年4月施行**  
左記以外のカテゴリで区分1に分類された約700物質を義務対象に追加予定。

**R5年度中改正・R8年4月施行**  
健康有害性のカテゴリで区分2以下または物理化学的危険性の区分に分類された約850物質を義務対象に追加予定。

## リスクアセスメント結果に基づけばく露低減措置が求められます

労働者がばく露される程度を最小限度とすることや、濃度基準の遵守が義務付けられます

リスクアセスメント結果を踏まえ、労働者がリスクアセスメント対象物にばく露される程度を最小限度にすることが義務付けられます。さらに、厚生労働大臣が定める物質（濃度基準値設定物質）は、リスクアセスメント結果を踏まえ労働者がばく露される濃度を基準値以下とすることが義務付けられます。

### ポイント！

リスクアセスメントやばく露低減措置では、濃度基準値以下であるかを必ず確認しましょう。その際、推奨ツール（CREATE-SIMPLE等）や、実測法（個人ばく露測定、簡易測定法等）を組み合わせることが効果的です。

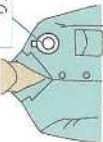
### ポイント！

濃度基準値が定められていない物質は、「米政府労働衛生専門家会議（ACGIH）のばく露限界値」等を参考に、当該濃度以下とするよう努めましょう。



CREATE-SIMPLE

パーソナルハッシュサンダー



個人ばく露測定

ばく露低減に向け適切な手段を事業者自らが選択します

リスクアセスメント結果を踏まえ、ばく露低減に向けた適切な手段を事業者自らが選択の上、実施します。



代替物質の使用



換気装置等を設置し稼働



有効な呼吸用保護具の使用

その他、必要に応じて医師等が必要と認める項目の健康診断を行い、その結果に基づき必要な措置や、健康診断の記録を作成し、5年間保存※することが義務付けられます。 ※がん原性物質は30年間保存

リスクアセスメント結果等に関する記録の作成・保存や、労働者の意見聴取が義務付けられます

リスクアセスメントの結果と、ばく露低減措置の内容等は、関係労働者に周知するとともに、記録を作成し、次のリスクアセスメント実施までの期間（ただし、最低3年間）保存することが義務付けられます。また、措置の内容と労働者のばく露の状況を、労働者の意見を聴く機会を設け、記録を作成し、3年間保存※することが義務付けられます。 ※がん原性物質は30年間保存

## 皮膚等への障害防止のため、保護具の適切な着用が求められます

皮膚等への障害を引き起こしうる化学物質を製造・取扱う業務に労働者を従事させる場合、物質の有害性に応じて、労働者に障害等防止用保護具を使用させなければなりません。



皮膚・眼刺激性  
皮膚腐食性



皮膚から吸収され健康障害を引き起こしうる化学物質

### ポイント！

化学物質の種類や取扱いは異なり、必ず適切な保護具は異なります。必ず確認しましょう。

※健康障害を起こすおそれのあることが明らかでない物質：義務  
※上記を除き、健康障害を起こすおそれがないことが明らかでない以外の物質：努力義務

## SDS等による情報伝達が強化されます

SDSの記載項目の追加や、定期確認・更新が必要になります

- 通知事項に「想定される用途」・成分の含有量は、原則「人体に及ぼす作用」を定期的及び当該用途における使用として、重量%の記載が5年以内ごとに1回に確認・更新することが義務付けられます。必要になります。

化学物質を事業場内で別容器で保管する際も情報伝達が必要になります

下記のような場合も、ラベル表示・文書の交付等の方法による、内容物の名称やその危険・有害性情報の伝達が義務付けられます。

- ✓ リスクアセスメント対象物を他の容器に移し替えて保管する場合
- ✓ 自ら製造したリスクアセスメント対象物を容器に入れて保管する場合



電子メールや二次元コード等のSDS通知が可能になります

SDSの通知手段は、譲渡提供をする相手方がその通知を容易に確認できる方法であれば、事前に相手方の承諾を得なくても採用可能になります。



電子メールの送信



HPのURLや二次元コードの伝達

## 自律的管理に向けた実施体制の確立が求められます

化学物質管理者等の選任が義務化されます

リスクアセスメント対象物を製造・取扱ひ、譲渡提供する事業者は、化学物質管理者の選任が義務化されます。

【選任要件】

化学物質管理に関わる業務を適切に実施できる能力を有する者

リスクアセスメント対象物の製造事業場	専門的講習の修了者
上記以外の事業場	資格要件なし（専門的講習の受講を推奨）

【職務】

ラベル・SDS等の確認、リスクアセスメントの実施管理、ばく露防止措置の実施管理や、化学物質の自律的な管理に関わる各種対応等

また、リスクアセスメント結果に基づき労働者に保護具を使用させる事業場では、「保護具着用管理責任者」を選任し、有効な保護具の選択、使用状況の管理等に関わる業務に従事させることが義務付けられます

衛生委員会の付議事項が追加されます

衛生委員会の付議事項に下記を追加し、自律的な管理の実施状況の調査審議を義務付けます。

リスクアセスメント結果に基づけばく露低減措置

健康診断結果やそれに基づく措置

改正前  
一部の業種は除外

改正後  
全ての業種



【オンライン開催】参加費無料

【令和4年度ラベル・SDS活用促進事業B（普及）事業】  
**新たな化学物質規制を踏まえた  
自律的な化学物質管理促進セミナー**

2022

9/26 月 10/3 月 10/17 月

14:00～16:30

（第1回） （第2回） （第3回）

【事前申込制】定員各回1,000名

令和4年2月及び5月に労働安全衛生法の関係政省令が改正されたことにより、職場における化学物質管理は、以下のように変わります。

- ・ラベル・SDSの伝達や、リスクアセスメントの実施義務対象物質が大幅に増加
- ・濃度基準値設定物質のばく露濃度を基準値以下とすることが義務付けられる
- ・化学物質を製造・取り扱う労働者に、適切な保護具を使用させることが求められる
- ・自律的な管理に向けた実施体制の確立が求められる

本セミナーでは、事業者の皆様に応じた3つのプログラムを設け、新たな化学物質規制についての理解を深めて頂くことを目指します。

## PROGRAM

詳細は裏面に記載

### 第1回 リスクアセスメントを実施する事業者（初心者）向けプログラム

- ラベル・SDSの見方・活用方法、これから取り組む化学物質のリスクアセスメントなど

### 第2回 ラベル・SDSを提供する事業者向けプログラム

- SDS制度及びGHS分類ガイダンスを活用したSDS・ラベル作成、GHS混合物分類判定システム（NITE-Gmiccs）の使用方法など

### 第3回 リスクアセスメントを実施する事業者（一般）向けプログラム

- ラベル・SDSの効果的な活用方法、事例を踏まえた効率的・実効的なリスクアセスメントの方法など

### 【全回共通】新たな化学物質規制に関する説明（厚生労働省）

お申し込み・詳細は、下記URLから！

<https://www.mizuho-rt.co.jp/seminar/info/2022/sds-ra.html>

- ・当日、聴講できなかった方々のために、後日、セミナー動画を配信予定です（厚生労働省ホームページよりご案内予定）
- ・本セミナーは、厚生労働省からの事業委託を受けて、みずほリサーチ&テクノロジーズ㈱が実施します

## 第1回：リスクアセスメントを実施する事業者（初心者）向けプログラム(9/26)

講義① (共通)	「職場における化学物質管理等のあり方に関する検討会」を踏まえた新たな化学物質規制
	<ul style="list-style-type: none"> <li>労働安全衛生法の関係政省令の改正に関する説明</li> </ul>
講師：厚生労働省 担当官	
講義②	【初学者向け】ラベル・SDSの見方・活用方法
	<ul style="list-style-type: none"> <li>SDS制度（安衛法、化管法）、SDSの読み方</li> <li>GHSの概要、GHS危険有害性情報の種類</li> </ul>
講師：SDS研究会 吉川治彦様	
講義③	これから取り組む化学物質のリスクアセスメント
	<ul style="list-style-type: none"> <li>化学物質のリスクアセスメントとは</li> <li>CREATE-SIMPLEを中心とした簡易なリスクアセスメント実施方法に関する紹介</li> </ul>
講師：みずほリサーチ&テクノロジーズ	

## 第2回：ラベル・SDSを提供する事業者向けプログラム(10/3)

講義① (共通)	「職場における化学物質管理等のあり方に関する検討会」を踏まえた新たな化学物質規制
	<ul style="list-style-type: none"> <li>労働安全衛生法の関係政省令の改正に関する説明</li> </ul>
講師：厚生労働省 担当官	
講義②	SDS制度及びGHS分類ガイダンスを活用したSDS・ラベル作成
	<ul style="list-style-type: none"> <li>SDS制度（安衛法、化管法）について</li> <li>GHS分類／SDS、ラベル作成時のチェックポイント等</li> </ul>
講師：SDS研究会 吉川治彦様	
講義③	GHS混合物分類判定システム（NITE-Gmiccs）の使用方法について
	<ul style="list-style-type: none"> <li>NITE-Gmiccsの概要</li> <li>NITE-Gmiccsの使い方（デモンストレーション）</li> </ul>
講師：製品評価技術基盤機構（NITE） 正木啓仁様	

## 第3回：リスクアセスメントを実施する事業者（一般）(10/17)

講義① (共通)	「職場における化学物質管理等のあり方に関する検討会」を踏まえた新たな化学物質規制
	<ul style="list-style-type: none"> <li>労働安全衛生法の関係政省令の改正に関する説明</li> </ul>
講師：厚生労働省 担当官	
講義②	ラベル・SDSの効果的な活用方法
	効率的にSDSを更新・管理するための方法・仕組みに関する事例紹介や、定期的な確認が推奨される情報源等の紹介
講師：SDS研究会 吉川治彦様	
講義③	【ステップアップ編】事例を踏まえた効率的・実効的なリスクアセスメントの方法
	<ul style="list-style-type: none"> <li>化学物質のリスクアセスメント事例の紹介</li> <li>CREATE-SIMPLEを活用したスクリーニングから、実測法（簡易測定、個人ばく露測定等）、安衛研RA手法等へのステップアップ方法や、様々なリスクアセスメントツールの組合せ方について紹介</li> </ul>
講師：みずほリサーチ&テクノロジーズ	